

令和元年度第1回臨時庁議提案 **審議**・報告・その他
 提出日：令和元年11月6日
 担当部・課：建設部建築指導課〔内線5672〕
 福祉部福祉総務課〔内線2454〕

① 件名
被災者住宅応急修理補助制度（市独自制度）の創設について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>令和元年10月12日の台風第19号の大雨災害に伴う住宅被害に対し、災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」については、弾力運用により既に修理工事にとりかかっても、まだ、支払いに至っていないケースについては、対象としても良いとされているが、既に工事を終了し、工業者に料金を支払った場合には、応急修理の対象とはできないとされている。</p> <p>しかしながら、既に住宅の修理を終え、支払いを終了している被災者も多数いることが想定されるため、公平な支援を行う上で、支払いを終了している場合であっても、救済する必要がある。</p> <p>また、東日本大震災時においても、市独自制度により応急修理制度が対象とならなかった被災者を救済している実績がある。</p> <p>【目的】</p> <p>住宅被害により日常生活に支障を来た被災者が、住宅を修繕し支払いも終了したことにより、災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」の対象とならない場合、市独自制度を創設し被災者の救済を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 なし</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和元年10月12日 台風第19号による大雨等災害 同月23日～ 災証明申請受付</p>
⑤ 主な内容
<p>制度の内容等は、災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」と同様で、修理代金支払済みの被災者を救済するもの。</p> <p>1. 対象者</p> <p>(1)石巻市に住家と住所を有すること。</p> <p>(2)大規模半壊・半壊・準半壊の被害を受けていること。（台風19号の災害による。） なお、全壊の場合は、応急修理をすることにより居住が可能となる場合は対象とする。</p> <p>(3)修理をすることで、被害を受けた住宅での生活が可能となること。</p> <p>(4)応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む）を利用しないこと。</p> <p>2. 修理の内容等</p> <p>(1)応急修理をする箇所が、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線・トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分が対象であること。</p> <p>(2)内装に関するものは、原則として対象外であること。</p> <p>(3)家電製品は対象外であること。</p>

<p>3. 限度額</p> <p>(1)大規模半壊・半壊の場合（全壊含む） 1世帯当たりの限度額 595千円以内</p> <p>(2)準半壊（一部損壊のうち損害割合が10～20%未満）の場合 1世帯当たりの限度額 300千円以内</p> <p>(3)同一世帯（1戸）に2以上の世帯が居住している場合でも、上記の1世帯当たりの限度額以内とする。</p> <p>4. 提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者住宅応急修理補助金交付申請書 ・り災証明書 ・修理内訳書 ・工事写真 ・修理費の領収書の写し ・生活資金の状況届（資力の申出書） ・補助金請求書 ・その他市長が必要と認めるもの 																		
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>・り災（被災）申請件数1,250件 うち床上浸水496件（10月末現在）</p> <p>・全壊、大規模、半壊、準半壊の件数の見込み 約500件</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>500件のうち国の応急修理見込み</td> <td>6割</td> <td>300件</td> </tr> <tr> <td>市独自制度見込み</td> <td>4割</td> <td>200件</td> </tr> </table> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>200件のうち2割が半壊以上</td> <td>595千円×</td> <td>40件=</td> <td>23,800千円</td> </tr> <tr> <td>8割が準半壊</td> <td>300千円×</td> <td>160件=</td> <td>48,000千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td>71,800千円（一般財源）</td> </tr> </table>	500件のうち国の応急修理見込み	6割	300件	市独自制度見込み	4割	200件	200件のうち2割が半壊以上	595千円×	40件=	23,800千円	8割が準半壊	300千円×	160件=	48,000千円		計		71,800千円（一般財源）
500件のうち国の応急修理見込み	6割	300件																
市独自制度見込み	4割	200件																
200件のうち2割が半壊以上	595千円×	40件=	23,800千円															
8割が準半壊	300千円×	160件=	48,000千円															
	計		71,800千円（一般財源）															
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>自治体独自制度検討の有無</p> <p>仙台市 : 検討なし</p> <p>大崎市 : 検討なし（被害が少ない方のための既存の制度あり）</p> <p>気仙沼市 : 検討なし</p> <p>岩沼市 : 検討なし</p> <p>東松島市 : 検討なし</p> <p>角田市 : 検討なし</p> <p>白石市 : 検討なし</p>																		
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>令和元年11月8日 被災者住宅応急修理補助金要綱の制定（同日施行）</p> <p>同日～ り災証明書発送開始予定</p>																		
<p>⑨ その他</p>																		